

# 和歌山下津港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成24年2月

和歌山下津港港湾管理者

和 歌 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年 9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年 6月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年 7月 港湾審議会第169回計画部会
- ・平成12年 5月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成17年 3月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成18年 3月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成21年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成23年 2月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た和歌山下津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由 .....	1
1 小型船だまり計画 .....	2
2 土地造成及び土地利用計画 .....	3
3 港湾の効率的な運営に関する事項 .....	4

## 変更理由

- ・プレジャーボート係留施設の不足を解消するため、有田地区において、小型船だまり計画を変更する。
- ・港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

## 1 小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

有田地区

泊地 水深 2 m 面積 1 h a [新規計画]

防波堤 延長 260 m [新規計画]

物揚場 水深 2 m 延長 200 m [新規計画]

埠頭用地 面積 1 h a [新規計画]

なお、これに伴い、港町防波堤140 m を廃止する。

## 2 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用及び土地造成計画を次のとおり計画する。

### 2-1 土地利用計画

(単位：h a)

地区名	用途 埠頭 用地	港 湾 関 連 用 地	交 流 厚 生 用 地	工 業 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	緑 地	海 面 処 分 用 地	合 計
有田地区	(2) 2			(169) 169		(1) 1				(171) 171

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

### 2-2 土地造成計画

(単位：h a)

地区名	用途 埠頭 用地	港 湾 関 連 用 地	交 流 厚 生 用 地	工 業 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	緑 地	海 面 処 分 用 地	合 計
有田地区	(1) 1									(1) 1

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

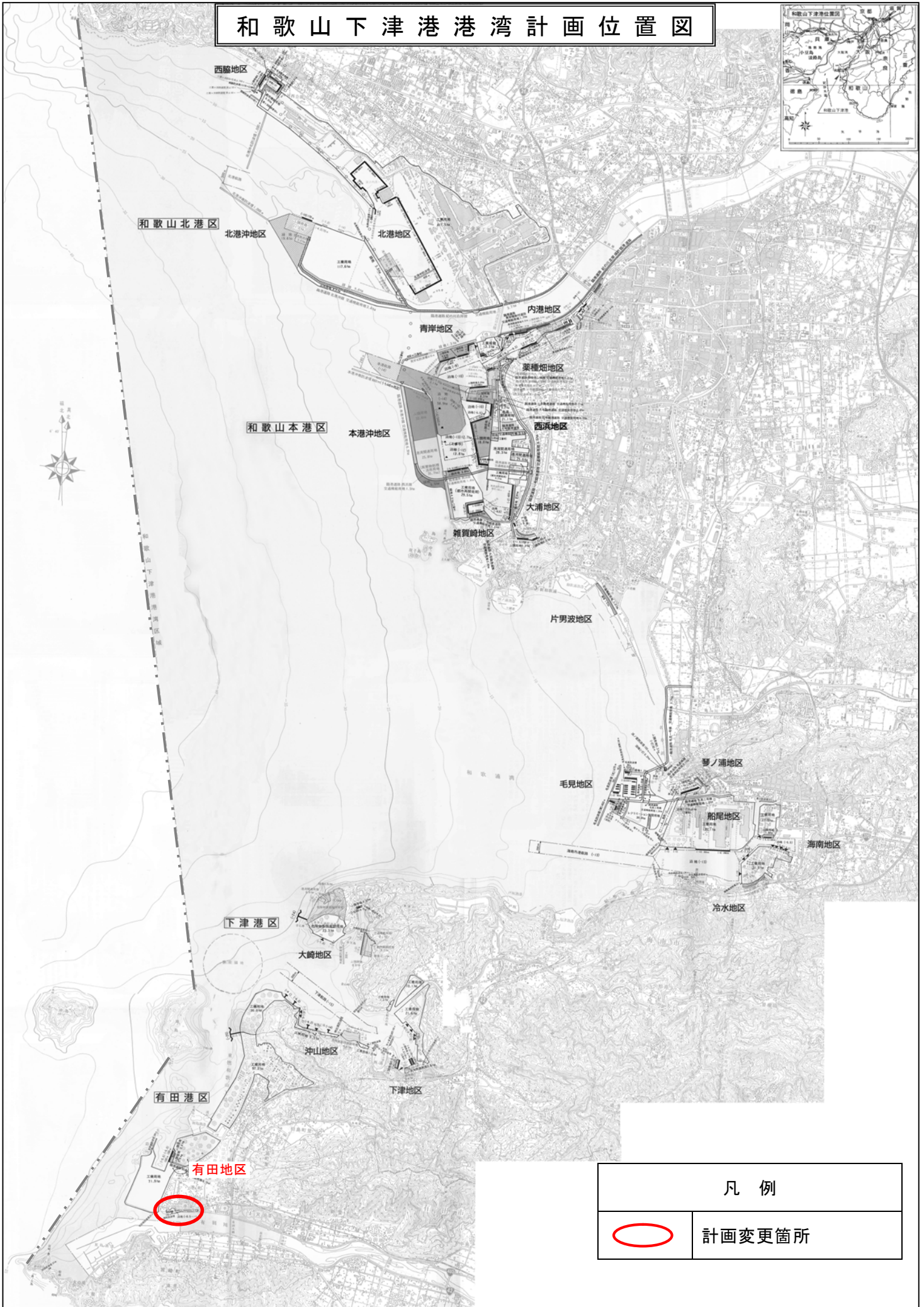
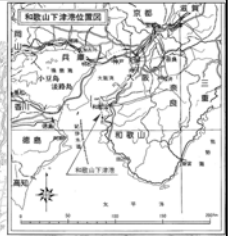
注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

### 3 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、引き続き、港湾利用者のニーズを把握するとともに利用促進活動を進める。

# 和歌山下津港港湾計画位置図



凡 例	
	計画変更箇所



# 和歌山下津港港湾計画図

